

指定介護老人福祉施設運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人上村鶴生会（以下「法人」という。）が設置経営する指定介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム関野記念鶴生園の運営、利用について、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 本事業所において提供する生活介護サービスは、介護保険法等の関係法令およびその趣旨に従い、利用者に対し可能な限りその有する能力に応じて「自律（自分自身の規範に従って生活する）」的な生活を営むことができるようにすることを目指す。
- 2 利用者個々の尊厳や人格を尊重し、適切な介護技術をもって、それぞれのニーズや介護に応じた、サービス提供に努める。
 - 3 職員は、施設サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
 - 4 本施設利用開始に当たり、利用者及びその家族に対しサービス内容、提供方法、利用料金等を記載した文章を交付し、分かり易く説明した上で同意を得る。
 - 5 利用者に対するサービスの提供に関して、①施設サービス計画、②提供した具体的な内容等の記録、③身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録、④市町村への通知に係る記録、⑤苦情の内容等の記録、⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - 6 提供したサービスの質の管理、評価を行い常に改善を図る。

(入退所指針)

第3条 入退所の基準を公平明確にするため入退所検討委員会を設置する。

- 2 入退所検討委員会は次の委員をもって構成する。
 - (1) 施設長
 - (2) 生活相談員
 - (3) 看護職員
 - (4) 介護職員
 - (5) 介護支援専門員
 - (6) 栄養士

(事業所の名称)

第4条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 特別養護老人ホーム 関野記念鶴生園
- 2 所在地 藤沢市鶴沼石上2丁目5-3

(職種及び職種内容等)

第5条 特別養護老人ホーム関野鶴生園に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者（施設長） 1名（常勤兼務）

管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 2 医師 2名（非常勤兼務 内科1名、精神科1名）
医師は週1回診察日を設けて健康管理に努める。また、緊急等必要な場合には、協力病院にて対応する。
 - 3 生活相談員 1名（常勤兼務）
生活相談員は利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整及び行政機関や他の居宅介護支援事業者等との連絡、調整を行う。また事業所内の入退所検討委員会のメンバーとして公平かつ明確な判定を行う。
 - 4 看護職員 10名（常勤兼務5名、非常勤兼務5名）
看護職員は、利用者の健康状態を把握し、異常があれば主治医又は協力病院に連絡し適切な処置を行う。また、事業所内の入退所検討委員会のメンバーとして適切な判断をし、また医療上必要な助言をする。
 - 5 介護職員 76名（常勤兼務49名、非常勤兼務27名）
介護職員は、利用者個々の尊厳や心身状況を配慮し、適切な整容・食事や排泄の介助をする。また、寝たきり防止のため、できる限り離床に努める。
 - 6 機能訓練指導員 3名（常勤兼務1名、非常勤兼務2名）
利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めるとともに他の職員に対し技術指導を行う。
 - 7 栄養士 1名（常勤兼務）
栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供する。
 - 8 介護支援専門員 2名（常勤兼務）
施設サービス計画案を作成し、その計画の実施状況を把握する。また要介護認定の申請等に係る援助を行う。また事業所内の入退所検討委員会のメンバーとして公平かつ明確な判定を行う。
 - 9 その他の職員 1名（非常勤兼務）
その他の職員は、保守点検管理を行なう。
- 2 職員の員数は、法の配置基準を下回らないものとし、必要に応じて職種及び員数を増減する。

（営業日及び営業時間）

第6条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 365日無休とする。
- 2 営業時間 24時間

（サービス利用に当たっての留意事項）

第7条 入所者は、介護職員の指示に従って、他の利用者に迷惑をかけないように配慮するものとする。また、施設の貸与物品、給付物品を施設長の指示に反して利用又は処分してはならない。

（利用定員）

第8条 利用定員は90名とする。1ユニット 定員10名×9ユニット

（事業内容）

第9条 指定介護老人福祉施設の事業内容は次のとおりとする。

- 1 食事 栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供する。
- 2 排泄 入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な

援助を行う。

- 3 入浴 年間を通じて週2回の入浴または清拭を行う。
- 4 離床 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮する。
- 5 着替え 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう努める。
- 6 整容等 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助する。
- 7 機能訓練 日常生活を通して入所者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努める。
- 8 健康管理 看護師による日常の健康チェック及び嘱託医師により、月2回診察日を設けて健康管理に努める。また、緊急等必要な場合には、協力病院にて対応する。
- 9 相談及び援助 入所者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努める。
- 10 社会生活上の便宜 施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画する。

(施設サービス計画)

- 第10条 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から利用者に対し提供される地域の住民による自発的な活動による自発的なサービス等の利用について施設サービス計画上位置づけるよう努める。
- 2 計画担当介護支援専門員は、適切な方法により、利用者について、有する能力、置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自律した日常生活を営むことができるよう利用者及び家族と面接し解決すべき課題の把握（アセスメント）をする。面接の趣旨は利用者及び家族に十分説明し、理解を得る。
 - 3 計画担当介護支援専門員は、利用者の希望及びアセスメントの結果に基づき、家族の希望を勘案し、入所者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標、達成時期、サービスの内容及び提供上の留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。
 - 4 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求める。
 - 5 計画担当介護支援専門員は施設サービス計画の原案の内容について利用者又は家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。
 - 6 施設サービス計画を作成した際は、利用者に施設サービス計画を交付する。
 - 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後施設サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。
 - 8 モニタリングは、利用者及び家族との連絡を継続的に行い、特段の事情のない限り次に定めるところにより行う。
 - ① 定期的に利用者面接をする。
 - ② 定期的にモニタリングを行い、結果を記録する。
 - 9 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においてサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者の専門的な見地からの意見を求める。
 - ① 利用者が要介護更新認定を受けた場合。
 - ② 利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第11条 利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう援助する。
2 利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行う。

(利用料・その他の費用)

- 第12条 指定介護老人福祉施設の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。
2 提供する施設介護サービスのうち、介護保険の適用を受けない介護サービスの費用で利用者が適当と認められる費用については、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名をうける。
3 利用料の支払いは、利用者が指定した銀行又は郵便口座から指定期日に引き落とすこととする。
4 利用者負担金のうち、関係法令に基づいて決められたものは、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令にしたがって改定後の利用者負担金を適用する。
5 介護保険の適用を受けないサービス費用については、経済状況の変動等のやむを得ない事由があり、当該サービスの利用料を変更する場合、事業者は、利用者に対して事前の説明の上で、支払いを受けるものとする。
6 利用料については、別紙のとおりとする。

(従業者及び退職者の秘密保持)

- 第13条 (1)事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らす事はありません。
(2)事業者は、文章により利用者又はその家族の同意を得た場合には、事業者、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。
(3)職員は、在籍中はもちろんのこと退職後においても、自己の職務に関する否と問わず、各事業所の内部事項又は業務上知り得た機密にかかる事項及び施設の不利益となる事項等を他に漏らすこと、ならびに SNS や WEB への投稿等の方法により公にすること等、秘密保持の徹底に努めます。

(虐待防止に関する事項)

- 第14条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
(1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
(2)虐待の防止のための指針を整備する。
(3)従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
(4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に報告するものとする。

(感染症の予防及び蔓延防止の為の措置)

- 第15条 事業所は感染症が発生し、又は蔓延しないように以下に定める措置を講じる。
(1)感染症予防及び蔓延防止の為の対策を検討する委員会を年2回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底をするように図る。
(2)感染症及び蔓延防止の為の指針を整備する。
(3)従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止の為の研修及び訓練を定期的に行う。

(緊急時・事故等における対応)

第16条 利用者の急病又は病状が急変した場合は、速やかに主治医又は協力病院に連絡を行う等必要かつ適切な対応をする。

2 利用者に事故が発生した場合は、必要があれば主治医又は協力病院に連絡等の処置を行った後、家族及び関係機関に連絡するなど適切な対応をする。

(苦情処理)

第17条 提供した施設介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずる。

(協力病院等)

第18条 利用者のためにあらかじめ協力医療機関及び歯科機関を次のとおり定める。

- ・ 内科 クローバーホスピタル 神奈川県藤沢市鵠沼石上3丁目3-6
- ・ 精神科 藤沢病院 神奈川県藤沢市小塚338
- ・ 歯科 瓜生歯科医院 神奈川県藤沢市鵠沼石上2丁目2-6

(損害賠償)

第19条 事業者は、サービス利用の提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第20条 施設サービス中に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等常に衛生管理に十分留意する。

2 感染症の発生及び蔓延を防止するため、従業員への教育及び知識の習得に努める。

(非常災害対策)

第21条 当法人の非常災害対策について、必要な事項を定め、火災等災害の予防及び人名安全確保並びに災害の極限防止を図る。

- 1 消防計画の策定及び変更
- 2 消火、通報、非難誘導等訓練の計画と実施
- 3 危険物施設等の自主検査の実施及び消防用設備の点検と監督指導
- 4 火気の使用又は取扱に関する指導
- 5 サービス利用者の把握と安全管理
- 6 管理権限者に対する助言及び報告
- 7 その他防火管理上必要な業務

(事業継続計画の策定)

第22条

事業所は利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築する観点から、火災・風水害・地震等の自然災害並びに新型コロナウイルスなどの感染症に対処するための事業継続計画を策定する。

(2) 事業所は従業者に事業継続計画を周知するとともに必要な研修及び訓練を年1回以上実施する。

(3) 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(地域との連携)

第23条 事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努める。

(その他運営についての留意事項)

第24条 従業員の研修

職員の資質向上のため、採用の際又はその適当な時期において内外の研修の機会を積極的に設ける。

(1) 採用時研修 採用時1か月以内

(2) 定期研修 法令で定められた回数及び適宜

2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は法人と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年 3月 10日から施行する。

この規定は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規定は 令和5年 10月 1日から施行する。

この規定は 令和6年 4月 1日から施行する。

この規定は 令和6年 8月 1日から施行する。

この規定は 令和7年 4月 1日から施行する。